

災害に備えて

徳島県鳴門市と災害時相互応援協定を締結しました

大規模広域災害に備え「鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定書」を、2月14日に鳴門市役所で取り交わしました。

これは、鳥取県と徳島県の相互応援体制等の構築を踏まえ、境港市および鳴門市のいずれかの市において、災害が発生した場合に、円滑な応急対策や復旧活動が実施できるよう定められたものです。

境港市が山陰地方以外の自治体と協定を取り交わすのは初めてです。

▼応援の種類
◇食糧、飲料水および生活必需物資の供給ならびに必要な資

機材の提供

◇被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供

◇救援および救助活動に必要な車両等の提供

◇救援、防疫、応急復旧等に必要職員の派遣

◇被災者の一時受け入れおよびその受け入れに必要な施設の提供

◇被災した児童、生徒等の一時受け入れ

◇特に要請があった事項
▼問い合わせ先
自治防災課危機管理室
(☎ 47・1071)



津波警報が変わります

気象庁では、3月7日から改善した津波警報の運用を開始します。巨大地震の発生で東日本大震災級の津波を予想した場合、大津波警報に「巨大」という言葉を用いて発表します。新しい津波警報などの詳しい内容は、気象庁のホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先

鳥取地方気象台防災業務課
(☎ 0857 - 29 - 1313)

電気火災防止に感震ブレーカーを

地震後に発生する火災の原因の多くは、電気が関わっていますが、火災を防止するためにブレーカーを落とそうと地震後に建物に戻るのは非常に危険です。

感震ブレーカーは地震を感知する信号が震度6等の設定値以上になった場合に、自動的に電気を遮断します。

火災防止のため、感震ブレーカーを設置しましょう。

▶問い合わせ先

自治防災課危機管理室
(☎ 47 - 1071)

西部消防局からのお知らせ

平成24年1月から12月末までの市町村別、119番通報受付回数をお知らせします。近年、携帯電話、IP電話による通報が増えてきています。携帯電話で通報するときは、住所や目標物などを確かめ、あわてずに正確な通報に心がけましょう。また、車で移動中は安全な場所で停車してから通報しましょう。

西部消防局では、指令センター見学を随時受け付けています。

▶問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局指令課
(☎ 35 - 1960)

◎市町村別119番通報 電話種別受付回数(平成24年1月～12月)

	火災		救助		警戒・その他		風水害		救急		合計
	固定	携帯	固定	携帯	固定	携帯	固定	携帯	固定	携帯	
米子市	25	36	11	31	268	278	0	2	4,082	1,751	6,484
境港市	9	8	3	5	49	49	0	1	962	325	1,411
日吉津村	0	2	1	1	3	6	0	0	67	47	127
大山町	6	10	2	15	21	25	0	2	505	177	763
南部町	2	2	1	3	6	11	0	0	290	80	395
伯耆町	4	2	0	5	6	6	0	0	334	103	460
日南町	2	0	3	0	2	2	0	0	307	34	350
日野町	2	1	3	1	12	2	0	0	138	38	197
江府町	1	0	0	3	13	12	1	0	174	34	238
合計	51	61	24	64	380	391	1	5	6,859	2,589	10,425

※固定：固定電話（IP電話含む）、携帯：携帯電話